

命 令 書 (写)

- 東京都豊島区上池袋2丁目34番2号
申立人 郵政産業労働組合
代表者 中央執行委員長 山崎 清
- 東京都中央区京橋3丁目6番3号京橋通郵便局内
同 郵政産業労働組合東京地方本部
代表者 執行委員長 土田 和男
- 東京都文京区小石川4丁目4番2号
同 郵政産業労働組合小石川支部
代表者 支部長 土居 健二
- 東京都練馬区石神井台3丁目3番7号石神井郵便局内
同 郵政産業労働組合石神井支部
代表者 支部長 吉田 隆
- 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番2号
被申立人 日本郵政公社
代表者 総裁 生田 正治
- 東京都千代田区大手町2丁目3番2号
同 日本郵政公社東京支社長 森 隆政

同 東京都文京区小石川4丁目4番2号
小石川郵便局長 平林 源久

同 東京都練馬区石神井台3丁目3番7号
石神井郵便局長 増田 喜興志

上記当事者間の平成10年(不)第5号事件について、当委員会は、平成16年11月4日第369回審査委員会において、会長公益委員山口浩一郎、公益委員今野浩一郎、同林紀子、同上村直子、同佐藤英善、同椎谷正、同渡辺章出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

1 被申立人日本郵政公社は、申立人郵政産業労働組合小石川支部及び同石神井支部に対して、それぞれ小石川郵便局及び石神井郵便局の施設内に組合事務室の使用を承認しなければならない。

また、被申立人日本郵政公社は、組合事務室の使用を承認するに当たって、場所、広さ等の具体的条件について申立人郵政産業労働組合小石川支部及び同石神井支部と誠意をもって速やかに協議し、合理的な取決めをしなければならない。

2 被申立人日本郵政公社東京支社長、小石川郵便局長及び石神井郵便局長に対する申立ては却下する。

3 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 申立ての概要等

1 申立ての概要

本件は、小石川郵便局、石神井郵便局及び本郷郵便局において、申立人郵政産業労働組合（以下「郵産労」という。）の各支部に対して、組合事務室（本郷郵便局については、組合事務室及び組合掲示板）が貸与されないことが、これらの郵便局において組合事務室等が貸与されている全逓信労働組合（平成16年6月、名称を日本郵政公社労働組合に変更。以下、名称変更前は「全逓」、変更後は「JPU」という。）の支部又は総分会及び全日本郵政労働組合（以下「全郵政」という。）の支部（以下、全逓の支部又は総分会及び全郵政の支部を合わせて「他組合」という。）と郵産労の支部を差別するものであり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するとして、平成10年11月6日当委員会に申し立てられた事件である。

なお、本郷郵便局に係る申立ては、本件申立後、組合事務室及び組合掲示板が貸与されたことから、平成14年12月25日、取り下げられた。

2 請求する救済内容

申立人の求めた救済内容は、上記1の本郷郵便局の取下げに係る部分を除き、小石川郵便局長が郵産労小石川支部に対して他組合と同程度の広さ（約16平方メートル）以上の組合事務室を小石川郵便局の局舎内に貸与すること、石神井郵便局長が郵産労石神井支部に対して他組合と同程度の広さ（約10.25平方メートル）以上の組合事務室を石神井郵便局の局舎内に貸与すること、組合事務室の不貸与について、郵政大臣、東京郵政局長及び各郵便局長（小石川郵便局長及び石神井郵便局長）名で謝罪文を掲示することの3点である。

3 被申立人の変更

- (1) 本件申立時における被申立人は、郵政大臣、東京郵政局長、小石川郵便局長、石神井郵便局長及び本郷郵便局長であったが、平成13年1月6日、中央省庁の再編に伴い、郵政省の所管していた郵政事業が総務省郵政事業庁の所管となったことから、被申立人郵政大臣は総務大臣に変更となった。
- (2) 平成15年4月1日、郵政事業の経営形態の見直しにより、郵政事業を日本郵政公社(以下「公社」という。)が行うこととなったことに伴い、被申立人が後記第2の1(2)のとおり変更となった。

第2 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

ア 郵産労

郵産労は、昭和48年、全逓の日本社会党支援に関する指示に反したとして、権利停止の処分を受けた元全逓の組合員らが中心になって、昭和57年6月に結成された労働組合であり、本件審問結審時(平成16年9月)には、9地方本部、103支部を置き、組合員数は約2,400名である。

イ 郵産労東京地方本部

郵産労東京地方本部は、郵産労の下部組織として東京都内の郵便局職員で構成される労働組合であり、郵産労小石川支部、同石神井支部など34支部を置き、本件審問結審時の組合員数は780名である。

ウ 郵産労小石川支部及び同石神井支部

- (ア) 郵産労小石川支部は、昭和59年10月25日、全逓から除名された小石川郵便局の職員7名によって結成された労働組合であり、

本件申立時の組合員数は40名（本件審問結審時の組合員数は30名）である。

（イ）郵産労石神井支部は、昭和58年9月29日、全逓から除名された石神井郵便局の職員等によって結成された労働組合であり、結成時の組合員数は37名、本件申立時の組合員数は16名（本件審問結審時の組合員数は14名）である。

（2）被申立人

ア 公社総裁

公社は、平成15年4月1日の日本郵政公社法（平成14年法律第97号）の施行により、総務省郵政事業庁の郵政関連事業を引き継いだ法人であり、総裁は公社を代表し、その業務を総理する者である。

イ 公社東京支社長

公社東京支社長は、公社の東京地区を管轄する東京支社の代表者である。

ウ 小石川郵便局長及び石神井郵便局長

小石川郵便局長及び石神井郵便局長は、それぞれ公社の東京支社管下の小石川郵便局及び石神井郵便局の長である。

（3）その他

公社には、申立人郵産労のほか、JPU、全郵政及び郵政労働組合全国協議会（以下「郵政全労協」という。）等がある。

小石川郵便局には、申立人郵産労小石川支部のほか、JPU池袋支部小石川総分会（本件審問結審時における組合員数約60名）全郵政小石川支部（同約100名）及び郵政全労協に加入する郵政労働者ユニオン小石川支部（以下「ユニオン小石川支部」という。）（同約10名）がある。

石神井郵便局には、申立人郵産労石神井支部のほか、JPU池袋支部

石神井総分会（同約50名）及び全郵政石神井支部（同約110名）がある。

2 人事交流の推進等をめぐる労使の対立

- (1) 郵政省は昭和62年、郵政三事業を活性化し民間企業との競争力の強化を図るために、人事交流の推進、能力・実績を反映するための人事制度への見直し、勤務条件等の見直しを行った。これら人事交流の推進等の施策をめぐっては、全逓及び全郵政が理解を示したのに対して、郵産労は、下記のとおり反対し、郵政省と対立した。

ア 人事交流

郵政省は、昭和62年「郵政事業活性化計画」を策定し、一般職員（主任以下の職員）の人事交流（職員の他局への配転等）を推進していくこととした。さらに、平成3年には、同計画を見直した「新活性化計画」を策定し、同一担務、同一局所に長期間勤務している者について、とくに人事交流を積極的に推進していくこととした。全逓及び全郵政は、このような郵政省の方針に理解を示したが、郵産労は、人事交流が労働条件の根幹に関わるものであるとして、本人の同意のない異動に反対した。

イ 深夜勤務の見直し

平成5年、郵政省は、4週7休から完全週休2日制への移行に伴い勤務時間体制全般の見直しを行い、昭和62年から導入していた深夜勤務時間中の3時間の仮眠時間を廃止し、代わりに1～2時間の勤務中断時間を設けることを内容とする新たな夜勤制度（以下「新夜勤」という。）を導入した。全逓及び全郵政は、新夜勤の導入に理解を示したが、深夜勤務そのものに反対していた郵産労は、新夜勤の導入に反対するとともに、仮眠時間がなくなったことで勤務明けに突然死が続出したなどとして、新夜勤の廃止等を求めた。

ウ 昇格制度の見直し

平成8年、郵政省は昇格制度を見直し、能力を重視する新たな昇格制度（以下「新昇格制度」という。）を導入した。同制度は、平成2年10月に郵政省が郵産労を含む関係労働組合の中央本部に対し骨格を提示し、その後、郵政省と全逓、全郵政の間で検討を重ねた上で導入されたものであった。郵産労は、事前の検討会が全逓及び全郵政とだけ行われたことに反発するとともに、新昇格制度の内容が固まると、能力評価の基準が不明確であるなどとして反対した。

エ 郵産労小石川支部は、平成10年9月、小石川郵便局当局の許可を得て使用している掲示板に、人事交流には「業務上の必要性がない、圧倒的多数の労働者が反対している」などとするビラの掲示を行ったところ、当時の青木総務課長（平成9年7月小石川郵便局着任）からビラの訂正あるいは撤去を求められた。同支部は「圧倒的多数の労働者が反対している」などの点について訂正に応じず、最終的には同課長によってビラを撤去された。

なお、同支部の機関紙「郵産労小石川」をめぐっても、同支部が許可条件に反して自組合員以外に配布しようとしたため、平成5年7月には保険課長に、同10年3月には小石川郵便局長らによって、配布を中止させられたことがあった。

オ 郵産労石神井支部は、機関紙「郵産労石神井」において、同支部だけが組合事務室を貸与されないことをたびたび批判していたが、平成9年6月、同年10月にはそれぞれ春闘要求、夏期要求に対する回答が遅れていることを、同年6月及び9月には会議室の使用が連続して不許可となったことを批判した。

また平成10年10月、ゆうメイトが解雇されようとしているとして「冗談じゃない」という見出しのビラを掲示板に掲示したところ、

石神井郵便局当局から撤去された。

3 組合事務室貸与要求の取扱いについて

(1) 昭和60年11月11日、郵政省と郵産労は、組合事務室の使用許可について、局舎事情の許す限り、郵便局長の判断において一支部について一組合事務室を使用許可する旨の方針を確認した。

なお、郵政省と郵産労は、同年9月、団体交渉のルールを準用する準交渉に関する協定を締結し、同協定によって組合事務室貸与についても局所とこれに対応する支部の間で準交渉が行われることとなった。

(2) 郵政省が郵政事業を所管していた時には、郵便局庁舎の管理は郵政省庁舎管理規程(昭和40年11月20日、公達第76号)によって行われていた。同規程は、国有財産法(昭和23年法律第7号)等に基づき、

郵便局の庁舎管理者を郵便局長とすること(同規程第4条、別表)

庁舎管理者は庁舎を目的外に使用させてはならないが、庁舎の秩序維持に支障がない場合に限って目的外使用を許可できること(同第7条)等を定めていた。小石川郵便局長及び石神井郵便局長が他組合に対して行った組合事務室の貸与は、これら組合からの組合事務室の使用許可の申請に対して、両局長が同規程に基づき使用を許可したものであった。

(3) 本件申立後の中央省庁再編により、郵政事業を所管することとなった総務省郵政事業庁は、郵政事業庁庁舎管理規程を制定したが、同規程には上記(2)と同様のことが定められていた。

(4) 公社移行により、行政財産であった郵便局庁舎は国有財産法の適用から外れ、公社の資産である郵便局施設となり、同施設の管理は、日本郵政公社施設管理規程によって行われることになった。同規程では、郵便局長は庁舎管理者から施設管理者に名称変更されたが、施設の目的外使用の承認については、上記(2)と同様のことが定められており、それに基づいて全国の郵便局の中には施設の一部を花屋、コンビニエンスス

トア等に貸与する例が出てきている。

4 小石川郵便局における組合事務室の不貸与について

(1) 他組合への事務室貸与の経緯及び局舎事情の推移

ア 昭和51年10月、小石川郵便局当局（以下4、第3の、1(2)及び第4の1において「当局」という。）は、肩書地に地上4階、地下2階建て、建築延面積約8,700平方メートルの現局舎を新築した。同月25日の現局舎での業務開始に当たって、当局は、従前の局舎において組合事務室を貸与していた全逓小石川総分会のほかに、同年に組合員10名から20名程度で結成された全郵政小石川支部にも組合事務室を貸与した。

なお、本件審問結審時において、全逓池袋支部小石川総分会（現JPU池袋支部小石川総分会）の組合事務室が局舎4階、全郵政小石川支部の組合事務室が同2階にあり、広さはいずれも約16平方メートルである。

イ 文京区の人口は、昭和38年の25万人をピークに、また世帯数は同43年の約97,500世帯をピークに減少しており、他組合に組合事務室が貸与された同51年当時に比べ、郵産労小石川支部が組合事務室の要求を開始した後記(2)の同59年当時の方が、同郵便局管内の人口、世帯数は減少していた。

また、平成10年度から13年度にかけて郵便業務の収入は一貫して減少していた。

なお、申立人申請の土居証人（郵産労小石川支部長）は、昭和51年から本件第2回審問時（平成14年9月）までの小石川郵便局の郵便物の状況について、「郵便物については、増えているとしても2階の中できちっと処理ができるスペースが確保されているというふうに認識している。」と証言している。

(2) 郵産労小石川支部の組合事務室貸与要求に対する当局の対応

ア 郵産労小石川支部(以下4、第3の1(2)第3の2(3)及び第4の1において「組合」という。)は、結成の翌日に当たる昭和59年10月26日に、組合事務室貸与を含む結成大会要求を当局に提出した。以後、組合は、当局への春季、夏季、年末の年3回の要求において、毎年必ず、組合事務室の貸与を要求したが、当局は「局舎狭隘」等の局舎事情を理由として組合の要求には応じなかった。また、組合は、局舎の-部に使用方法の変更がある機会をとらえては、組合事務室を貸与するよう要求してきた。この点に関しては、下記イからエの事実が認められる。(ただし、エは組合の要求後に当局が使用方法を変更したものである。)

イ 平成5年9月当時、局内の空手等のサークルが局舎地下1階の郵便予備室(約250平方メートル)のなかの約70平方メートルの区画をロッカーで間仕切りし、サークル用物品等を放置していた。当局は、同月から同年10月頃にかけて、サークル用物品等の所有者にこれら物品の引取りを求めるとともに、所有者の申出がないものについては処分した。その結果、同区画が空スペースになったことから、組合は、そこに組合事務室を設置するよう要求した。しかし当局はこれに応じず、同区画の隣りにあった年末繁忙期(おおよそ12月10日から1月9日)にゆうメイトが使用する自転車の置場(以下「年繁用自転車置場」という。)を同区画に移し、年繁用自転車置場であった場所を、通路に散乱していたパレット等の置場とした。しかし、パレット等はその後通路に散乱していたことがあり、従前の年繁用自転車置場に対するパレット置場としての管理は徹底していなかった。

ウ 平成9年1月、局舎地下2階の焼却炉(約9平方メートル)が廃止された。また、焼却炉の隣りには、配水管等が配置されているパイプ

シャフトと呼ばれている場所（約4平方メートル）があり、焼却用ダンボールの保管場所として使用されていた。組合は、この二つの場所が不要になったとして、同年3月、そこに組合事務室を設置するよう要求したが、当局はこれに応じず、焼却炉のあった場所を各課が共同で使用していた地下2階の倉庫にあった台所用洗剤等の保険課奨励物品を保管する倉庫とし、パイプシャフトを地下2階の階段付近に置かれていた清掃用具の保管場所とした。

エ 平成10年9月頃、組合は、青木総務課長に対して、局舎地下1階第一会議室（約190平方メートル）が、会議室としてほとんど使用されていないとして、同会議室の一部に組合事務室を設置するよう要求した。青木総務課長は、貸与の可否を検討し、局長とも相談の上、同会議室には貸与できる場所がないと回答した。なお、同会議室は、平常期には、局内の会議、式典等に使用されるほか、1月上旬から3月上旬は大学レタックスの作業場として使用され、また、年末繁忙期には、隣接する第2会議室とともに年賀事務室として使用されていた。

また当局は、本件申立後、下記（3）アのとおり、同会議室の一部を使用変更した。

オ 組合は、上記イからエのほかに、郵便課の北側階段下の郵袋置場に組合事務室を設置すること（昭和60年6月の要求）、局舎地下1階部分を大掃除して組合事務室を設置すること（平成6年3月の春闘要求）などの要求も行っているが、組合事務室の広さ及び場所には必ずしも固執していなかった。

（3）本件申立後の庁舎の使用状況等

ア 平成11年4月、当局は前記第一会議室の一部を消防署から設置するよう指摘されていた避難用通路に使用変更した。同通路は、両側に職員用ロッカーが配置され、更衣室としても使用されていた。その広

さは、先に組合が要求した組合事務室（約16平方メートル）の数倍である。同通路が設置されたことで、同会議室は相当狭くなったが、同年の年賀事務は、概ね同会議室において支障なく行うことができた。

イ 平成12年年末から、手作業で行われていた年賀の町丁名までの配達区分が機械で行えるようになり、配達区分函（幅1メートル×高さ1メートル×奥行き0.3メートル）が10数個から20個減少した。それに伴い、区分函と区分函の間に設けられていた約2メートルの作業スペースも不要となった。なお、第一会議室を作業場として使用している大学レタックスの取扱件数も、インターネットによる合格発表の影響等を受けて減少しつつある。

ウ 平成13年4月、当局は、経費削減の環として、民間駐車場を使用していた車両10台を局舎地下1階に移したが、その際、年繁用自転車約120台を郵便予備室に格納することとした。郵便予備室については、格納スペースを確保するため、格納する物品の見直し、レイアウトの変更等の工夫が行われた。組合は、同年7月以降、山中総務課長（平成13年7月着任）に対して、郵便予備室の一部を組合事務室として貸与するようたびたび要求したが、同課長は、貸与できる場所はないなどとして、要求を拒否した。

平成14年8月、局舎3階にあった法人郵便営業課が、上野郵便局法人郵便営業課との統合によって廃止された。組合は、当局に対して、法人郵便営業課が置かれていた場所（以下「旧法人郵便営業課」という。）に組合事務室を設置するよう要求したが、当局はこれに応じず、旧法人郵便営業課を、印刷室、郵便課職員のデータ入力等の作業場所及び上野郵便局法人郵便営業課職員の立寄場所として使用した。なお、従前の印刷室（約9平方メートル）は、隣設する研修室との仕切りを取り払って、研修室にあてられた。

オ 職員数について

本件が申し立てられた平成10年の職員数は、本務者約250名、ゆうメイト約170名、短期ゆうメイト（年末繁忙期のみ雇用。以下同じ。）約250名であったが、同13年には本務者約237名、短時間職員17名、再任用職員3名、ゆうメイト約90名、短期ゆうメイト約270名となっており、この間に職員数は減少している。

(4) 組合事務室が貸与されないことによる組合活動への影響等

ア 組合事務室が貸与されないため、組合は、機関紙の印刷等を行うため、昭和61年7月から局舎外にアパートを借りており、平成14年8月までの累計で約980万円程度の家賃を支払っている。

イ なお、組合は、結成以来、局舎1階郵便課休息室を組合所有の鉄庫（書類、物品等の保管庫）の保管場所として、また、同2階集配課休息室を週1回の執行委員会の開催場所として、当局の許可を得ずに使用していた。

しかし、同鉄庫については、組合が当局の引取要請に応じなかったため、平成6年4月、当局によって処分された。また、集配課休息室での執行委員会の開催については、平成3年当時の小石川郵便局長が組合に個別の許可を得て局内の会議室を使用するように指導したが、以後も組合は、会議室の使用許可が下りない場合には同休息室を無断で使用していた。しかし、同11年2月、青木総務課長ら管理職により無断使用であるとして執行委員会を強制的に中止させられ、それ以後、同休息室で執行委員会は行えなくなった。

5 石神井郵便局における組合事務室の不貸与について

(1) 他組合への事務室貸与の経緯及び局舎事情の推移

ア 昭和39年7月、石神井郵便局当局（以下5、第3の1（3）及び第4の2において「当局」という。）は、肩書地に地上3階、地下1

階建て、建築延面積約2,600平方メートルの局舎(以下「本館」という。)を新築し、従前の局舎において組合事務室を貸与していた全逓石神井支部には、本館においても組合事務室を貸与した。なお、本件審問結審時、同支部(現JPU池袋支部石神井総分会)の組合事務室は、本館地下1階にあり、広さは10.25平方メートルである。

イ 昭和47年6月8日、全郵政石神井支部が、組合員19名で結成され、当局は結成直後に同支部に対して組合事務室を貸与した。なお、本件審問結審時、同支部の組合事務室は、本館地下1階にあり、広さは全逓石神井支部の組合事務室と同じ10.25平方メートルである。

ウ 昭和49年11月、本館隣に地上2階、地下2階建て、建築延面積4,100平方メートルの局舎(以下「新館」という。)が増築され、局舎の建築延面積は、本館と新館の合計で約6,700平方メートルとなった。

(2) 郵産労石神井支部の組合事務室設置要求に対する当局の対応

ア 昭和58年9月29日、郵産労石神井支部(以下5、第3の1(3)、第3の2(4)及び第4の2において「組合」という。)が結成された。組合は、結成直後に当局に組合事務室の貸与を要求し、以後も春季、夏季、年末の年3回の要求において、毎年必ず、組合事務室の貸与を要求したが、当局は「局舎狭隘」等の局舎事情を理由として組合の要求には応じなかった。なお、上記(1)のとおり、全郵政石神井支部に組合事務室が貸与された昭和47年から郵産労石神井支部が組合事務室の貸与を要求した同58年までの間に、局舎の建築延面積は約2.6倍になっているが郵便物の取扱件数は3割程度の増加となっている。

また、組合は、組織や局舎の使用方法に変更がある機会をとらえて組合事務室を貸与するよう要求してきた。この点に関しては、下記イ

から工の事実が認められる。

イ 昭和62年6月、石神井郵便局の受持区域の一部が分割され、大泉郵便局が新設された（以下「大泉局の分局」という。）。大泉局の分局に伴って、石神井郵便局の職員（管理者を除く）は約300名から約200名に減少し、集配担当区域は79区から49区に減区され、

次長職が廃止された。これに伴い同局では、減区された30区分の区分函、バイク、職員用ロッカー等が不要となり、次長室が空いたことから、組合は、局舎事情が改善したとして、組合事務室を貸与するよう要求したが、当局は、一度は検討するとしたものの、最終的には「場所がない」と回答した。なお、当時、本館2階の集配課休息室的の辺りには、年末繁忙期を除き、職員の福利厚生用卓球台が常時置かれていた。

ウ 平成5年3月31日、本館地下1階の理髪室が廃止された。理髪室の場所(旧理髪室)が、他の2組合の組合事務室に隣接している上に、広さがそれらの組合事務室と同じ程度であるとして、組合は、同日付けで、旧理髪室に組合事務室を設置するよう要求したが、当局は「利用計画があるので設置できない」と回答した。同年11月頃、当局は、旧理髪室に、本館2階から衛生室を移設し、衛生室があった場所には、浴室設備を備えた女子宿直室を設置した。女子宿直室は女子職員に深夜勤務を行わせる場合に必要となる施設であるが、当時の石神井郵便局には深夜勤務に従事する女子職員はいなかった。女子宿直室は、平成8年頃においても、総務課によって人事関係の書類の保管場所として使用されており、その状態は、同11年7月に女子職員が深夜勤務に従事するまで続いた。

エ 平成8年7月、当局は同年3月に購入した約2,000平方メートルの隣地に建築延面積約1,500平方メートルの局舎(以下「別館」

という。)を建築する計画を組合に提示した。組合は、同月25日付けで、当局が組合事務室を貸与できないとする「局舎狭隘」等の理由が消滅したとして、組合事務室を貸与することを求める要求書を提出した。当局はそれまで「局舎狭隘」等の理由で要求を拒否していたが、この要求に対しては、同年10月8日に「便宜供与だから、組合で要求することではない。」と回答した。同月31日に別館が完成したが、当局は「業務運行で必要なものを優先的に確保する。」との理由で、組合事務室を貸与しなかった。なお、別館増築前の年末繁忙期には、当局は業務運行を確保するため、新館屋上及び局舎1階に仮設を設置するとともに、局舎周辺の土地を借り上げて短期ゆうメイトの通勤用自転車置場及び本務者の通勤用バイク置場とするなどの措置を講じていたが、別館増築後は、これらの措置を講じることはなくなった。

オ 職員数について

本件が申し立てられた平成10年の職員数は、本務者約210名、ゆうメイト約100名であり、短期ゆうメイトは400名以上となっていたが、同13年には本務者211名、短時間職員12名、再任用職員1名、ゆうメイト111名、短期ゆうメイト約390名となっており、おおむね横ばいで推移した。

(3) 組合事務室が貸与されないことによる組合活動への影響等

ア 組合事務室が貸与されないため、組合は、機関紙の印刷等を行うため、昭和58年10月頃からアパートを賃借し、経済的な理由によって賃借を中止する平成4年2月までに、家賃約180万円を支払っている。

イ 組合は、当局に無断で、本館2階集配課休息室に組合所有のダンボール箱、レターケース等の備品を置くとともに、昭和62年の大泉局の分局の頃から、同3階職員更衣室にある未使用の外務員用ロッ

カーに組合の物品を入れていた。 の備品については、平成4年11月、当局が撤去を求めたが組合はこれに応じず、それ以後、当局が同2階空調機械室において保管するようになった。 の物品については、同5年5月、当局が組合に撤去を求めたが、組合はこれに応じなかった。塚原総務課長は、着任後、組合に対し上記 及び の備品及び物品を引き取るよう再三求めたが、組合がこれに応じなかったため、同9年1月、これらを新館地下1階倉庫に移し保管したが、同年3月、組合がこれらの備品等の引取りに応じた。

第3 当事者の主張

1 申立人の主張

(1) 組合事務室の貸与にかかる中立保持義務について

本件は、組合事務室の貸与について、組合間で異なる取扱いをすることが使用者の中立保持義務に違反する不当労働行為に該当するかが争われている事案であり、日産自動車事件最高裁判決(最二小判 .昭和62 . 5 . 8)に従って判断されるべき事案である。本件申立時において郵便局庁舎が国有財産法の適用下にあったとしても、この点は何ら変わるものではない。

(2) 小石川郵便局における組合事務室の不貸与について

ア 組合は、これまで、サークル用のロッカーの撤去によってできたスペース、旧焼却炉、第一会議室等に組合事務室を設置するよう要求したが、当局はこれらの要求に応じなかった。被申立人は、これらの場所は、いずれも業務に使用する必要があったとするが、いずれも理由のないものである。すなわち、

サークル用ロッカーが撤去されてできたスペースに非常勤用自転車を移したが、元の非常勤用自転車置場をパレット置場として使用

したことがなかったこと、

保険課奨励物品については、それまでの地下2階倉庫で十分保管できたにもかかわらず、旧焼却炉をあえてそのための保険課倉庫としたこと、

第一会議室については、組合の要求に応じなかった後に、その一部を広々としたロッカー室としたこと、

等から明らかなように、当局は組合事務室を貸与できたにもかかわらず、あえて貸与しようとしなかったものである。

イ 組合事務室が貸与されないことで、組合は組合活動に支障が生じたばかりか、アパートの家賃約980万円を支払うという不利益を受けた。

ウ 以上のことからすると、当局が他組合に組合事務室を貸与しながら郵産労小石川支部に貸与しないのは明らかに組合間差別であり、労組法第7条第3号の不当労働行為にあたる。

(3) 石神井郵便局における組合事務室の不貸与について

ア 当局は、組合員19名で結成された全郵政石神井支部に結成直後に組合事務室を貸与しながら、組合員37名で結成された郵産労石神井支部からの組合事務室貸与要求には、結成以降、一貫して局舎狭隘を理由に応じていない。しかし、以下の点から明らかなように、全郵政石神井支部に組合事務室が貸与されて以降、局舎事情は著しく改善されている。

郵政石神井支部に組合事務室が貸与された当時の建築延面積は、本館約2,600平方メートルのみであったが、それ以後、新館と別館が増築され、建築延面積は8,200平方メートルに増えている。

昭和62年の大泉局の分局によって、職員及び集配担当区域の相

当部分が大泉局に移っている。

以上の点に加えて、

理髪室の廃止後、当局は、旧理髪室を衛生室とし、衛生室を女子宿直室としたが、当時、深夜勤務を行う女子職員は採用されておらず、女子宿直室を設置する必要がなかったこと、

別館増築によって、建築延面積が大幅に増加するにも関わらず、「便宜供与問題だから回答しない」として、組合の要求を拒否したこと、

等から明らかなように、当局は、組合事務室を貸与できたにもかかわらず、あえて貸与しようとしなかったものである。

イ 組合事務室が貸与されないことで、組合は組合活動に支障が生じたばかりでなく、アパートの家賃約180万円を支払うという不利益を受けた。

ウ 以上のことからすると、上記(2)の場合と同じく、当局が郵産労石神井支部に組合事務室を貸与しないことは明らかに組合差別であり、労組法第7条第3号の不当労働行為にあたる。

2 被申立人の主張

(1) 組合事務室の貸与にかかる中立保持義務について

ア 郵便局庁舎における組合事務室貸与は、国有財産法等に基づく郵政省庁舎管理規程によって、庁舎管理者である郵便局長の裁量に委ねられており、郵便局長が庁舎の秩序維持に支障が生じないと判断した場合に限って、便宜供与として行うものである。したがって組合事務室の不貸与は、庁舎管理権の濫用等の事情がない限り不当労働行為となることはない。

イ 上記アのとおり、本件は、日産自動車事件の最高裁判決のような民間企業施設の事案と異なるものであることから、組合間で取扱いを異

にすることについての合理的な理由の存否の主張の立証責任、合理的な理由の判断基準等については、同判決にかかわらず、本件では以下のとおり解すべきである。

(ア) 同判決は、使用者が複数の労働組合に対する取扱いを異にする合理的な理由が存在しない場合は不当労働行為意思を推認させると判旨したが、これは、不当労働行為意思を立証しなければならない申立人において、合理的な理由が存在しないこと（合理的理由の不存在）を立証させる趣旨であると解すべきである。同判決は、上記の合理的な理由の存在を使用者に立証させるものであるとする考え方もあるが、同事件と本件には、上記アのとおり本質的な違いがあることからすると、本件については、申立人が合理的な理由の不存在を立証すべきである。

(イ) 民間企業施設の場合と郵便局庁舎の場合では、上記の合理的な理由の不存在の判断基準も異なるものと解すべきである。本件では、郵便局施設の状況、他組合に対する使用許可の経緯、申立人組合の要求時点及び要求内容及び使用許可のために必要となる措置（予算、工事）が考慮されるべきである。なお、については、組合間で要求時点が違う場合、それぞれの要求時点において要求内容の正当性を個別に判断せざるを得ず、組合が要求している場所が、業務で使用されている場合には貸与しないことに合理的な理由があると考えられる。

(2) 本件は、他の組合に使用許可した後に結成された比較的少数の組合から、下記(3)及び(4)で示したように、業務に使用している場所を組合事務室として貸与することを要求されたものであること、それへの当局の対応は、上記(1)で示した考え方に基づいて判断されるべきであることからすると、当局の組合事務室不貸与は合理的な理由があり、

不当労働行為とはいえない。

(3) 小石川郵便局における組合事務室の不貸与について

小石川郵便局では、局舎を平常期及び年末繁忙期の業務の運行等の利用目的に沿って適切に使用しており、平常期及び年末繁忙期ともに、組合事務室を貸与できる余剰スペースは存在しない。また、組合が要求した場所はいずれも、以下の理由で業務上使用する必要があり、組合事務室を貸与することは困難であった。

サークル用ロッカー撤去後、年繁用自転車を移動させたのは、整理整頓のためである。従前の自転車置場は、地下1階の通路に散乱していたパレット等の置場としたものである。

旧焼却炉に、保険課奨励物品を保管する倉庫を設けたのは、同物品を保管していた地下2階の倉庫が、他課の職員が出入りでき、有償物の保管には適当でないと判断したからである。

第一会議室については、年賀事務や大学レタックスの作業に全面的に使用していた。

第一会議室のロッカーが置かれている場所は、消防署からの指摘を踏まえて避難用の通路としたものである。

(4) 石神井郵便局における組合事務室の不貸与について

石神井郵便局では、局舎を平常期及び年末繁忙期の業務の運行等の利用目的に沿って適切に使用しており、平常期及び年末繁忙期ともに、組合事務室を貸与できる余剰スペースは存在しない。また、組合が要求した場所はいずれも、以下の理由で業務上使用する必要があり、組合事務室を貸与することは困難であった。

理髪室の廃止後に、旧理髪室を衛生室に、衛生室を女子宿直室としたのは、女子職員が深夜勤務を行う場合を想定したものであるから、業務上の必要性があった。

別館増築によって、増築前の仮設の設置、土地の借上げ等の措置が解消されただけのことであり、依然として、組合事務室を貸与できるような状況にはなかった。

第4 判断

1 小石川郵便局における組合事務室の不貸与について

(1) 組合事務室の貸与に関わる使用者の中立保持義務について

本件は、組合事務室の貸与について組合間で異なる扱いのあることが労組法第7条第3号に該当する不当労働行為であるかが争われている事案である。

複数組合が併存している場合には、使用者は、すべての場面で各組合に対して中立的な態度を保持し、その団結権を平等に尊重する義務（以下「使用者の中立保持義務」という。）がある。本件のような組合事務室の貸与という便宜供与においても、この点に何ら変わりはなく、組合事務室が組合活動上重要な意味を持つことからすると、一方の組合には組合事務室を貸与しておきながら、他方の組合に対して貸与を拒否することは、組合間で取扱いを異にする合理的な理由が存在しない限り、使用者が他方の組合の弱体化を企図としていると推認させるものであり、労組法第7条第3号の不当労働行為となると解される。

また、組合間で取扱いを異にする合理的な理由の存否については、使用者が表明した貸与拒否の理由にとどまらず、他組合に貸与されるに至った経緯と局舎事情、組合からの要求に対する使用者の対応状況、貸与拒否が組合活動に及ぼす影響等を総合的に勘案して判断すべきであると解する。

この法理は、本件のような公社の事案においても基本的に妥当するものと考えられる。この点、被申立人は、国营企業当時の「郵政省庁舎管

理規程」、公社における「日本郵政公社施設管理規程」等を引用し、郵便局局舎は民間企業施設とは異なり、上記の法理は適用されないとして、上記合理的理由の不存在を申立人が立証すべきであると主張するが、およそ、労働組合に対して組合事務室のような便宜供与を初めて行うか否かの最初の決定の際には企業施設の性質の違いは問題になりえても、本件のように、すでに他組合に対して便宜供与を行っている場合には、このような主張は失当である。

さらに、被申立人は、本件においては、特に「局舎事情」が重視されるべきであるとも主張する。確かにどのような企業においても利用可能な施設には限度があり、郵政事業の経営形態や施設の性質を考えると、そのことは一層しかりであるといわざるを得ないから、利用可能な施設の状況（局舎事情）は、合理的な理由の判断に当たっての重要要素であると判断せざるを得ない。しかし局舎事情を検討するに際して必要なことは、本件のようにすでに複数の組合に組合事務室が貸与されている場合には、そもそも局舎に貸与できるだけの余裕があったかという絶対的な事情（不使用又は遊休施設の存在）ではなく、他組合への組合事務室貸与時と比較した施設の相対的なゆとりの状況（増改築、使用方法の変更、業務量の変動等による施設状況の推移）であり、このような局舎事情を基に上記合理的理由の有無を判断すべきである。

以上の観点から以下検討する。

（２）他組合に組合事務室が貸与された当時との局舎事情の比較

前記第２の４（１）ア（９ページ）認定のとおり、昭和５１年１０月、現局舎新築後の業務開始に当たって、当局は、従前の局舎において組合事務室を貸与していた全逓池袋支部小石川総分会に加えて、同年に結成された全郵政小石川支部に組合事務室を貸与したが、組合に対しては、同５９年の結成以来、再三の要求にかかわらず、貸与することを一貫し

て拒否してきた。

なお、全郵政小石川支部は、組合員10名から20名程度で結成されたのに対し、組合は7名で結成されており、結成時においては両組合の規模にそれほどの違いは認められなかった。

次に、他組合に対して組合事務室を貸与した昭和51年当時と組合が組合事務室を要求している同59年以後を比較すると、業務量の推移については疎明がないものの、前記第2の4(1)イ(9ページ)認定のとおり、小石川郵便局管内の人口及び世帯数がそれぞれ同38年及び同43年をピークに減少していることが認められる。さらに申立人申請の土居証人(郵産労小石川支部長)が「郵便物については、増えているとしても2階の中できちっと処理ができるスペースが確保されているというふうに認識している。」と証言している。これに対して局舎事情が狭隘になったとの使用者側の疎明もないことからすると、組合が組合事務室の要求を開始した同59年以後において、他組合に組合事務室が貸与された同51年当時と比して、少なくとも作業スペースが著しく狭隘化するほどの局舎事情の変化があったとは認め難い。

(3) 組合事務室貸与要求に対する当局の対応

ア 前記第2の4(2)ア認定(10ページ)のとおり、組合は、結成の翌日に組合事務室の貸与を要求して以後、毎年の春季、夏季及び年末の要求において、組合事務室を貸与するよう要求していたが、当局は、「局舎狭隘」等の局舎事情を理由として組合の要求に応じなかった。また、組合は、局舎の使用方法の変更の機会をとらえて、組合事務室を貸与するよう要求したが、当局はそれに対して下記イ及びりのとおり対応した。なお、前記第2の4(2)オ(11ページ)認定のとおり、組合は上記の要求にあたって、貸与される組合事務室の場所及び広さには必ずしも固執していなかった。

イ 前記第2の4(2)イ(10ページ)認定のとおり、平成5年9月頃、局舎の地下1階には、サークルの物品が放置された約70平方メートルの区画が存在していた。当該区画にサークルの物品がいつ頃から放置されていたのかについての疎明はないが、一定期間継続して放置されていたと思われることから、当局はその当時、業務上未使用の場所を放置しながら、組合の要求を局舎狭隘であるなどとして拒否していたことになる。

ウ また、前記第2の4(2)エ(11ページ)認定のとおり、平成10年9月頃、組合が、青木総務課長に対して局舎地下1階第一会議室の一部を組合事務室として貸与するように要求したのに対して、同課長は、場所がないと回答している。また同課長は、当時の同会議室の使用状況について、平常期及び年末繁忙期ともに、全面的に業務に使用していたと証言している。しかし、前記第2の4(3)ア(11ページ)認定のとおり、かねてからの消防署の指摘に対応するためであったとはいえ、同11年4月、同会議室の一部が避難用通路に使用変更され、同会議室が前年よりも相当狭くなったこと、それにもかかわらず、同年の年賀事務が概ね同会議室において支障なく行なわれていることが認められる。以上のことからすると、当局が組合事務室の貸与要求に応えるために、第一会議室の使用方法を真摯に検討したとは思えない。

(4) 組合事務室が貸与されないことによる組合活動への影響

組合が、組合事務室が貸与されないことによって、組合事務室を貸与されている他組合に比べ会議、連絡、機関紙の作成等の面で不利な状況にあり、組合活動が制約されていたことは容易に想像できる。このことからすると、組合は組合事務室が貸与されないことによって、少なからぬ不利益を受けてきたと見るべきである。

(5) 不当労働行為の成否について

ア 小石川郵便局においては、上記(2)で判断したように、他組合に組合事務室が貸与された当時と比べ、作業スペースが著しく狭隘化するほどの局舎事情の変更があったとは認められない。そのような中で、組合は貸与される広さ、場所については柔軟に対応するとの態度をとりながら、長期間にわたって繰り返し事務室貸与を要求し、それに対して当局は一貫して「局舎狭隘」等を理由に貸与を拒否してきた。しかし、当局は上記(3)イで判断したように、業務上未使用の場所を放置しながら、局舎狭隘を理由に組合要求を拒否していること、上記(3)ウで判断したように、組合事務室の貸与について真撃に検討したことが疑わしいことが認められる。また、上記(4)で判断したように、組合事務室の不貸与によって、組合はその活動上少なからぬ不利益を受けている。

イ 以上のことからすると、他組合に組合事務室を貸与しながら郵産労小石川支部に組合事務室を貸与しないことに合理的な理由があるとはいえず、使用者の中立保持義務に反して組合間で差別的取扱いを行ったものであるから、本件は、労組法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

2 石神井郵便局における組合事務室の不貸与について

上記1と同様の事情を、石神井郵便局について以下検討する。

(1) 石神井郵便局の局舎事情の推移

ア 前記第2の5(1)ア及びイ(13ページ、14ページ)認定のとおり、当局は、全逓石神井支部に対しては昭和39年以前から、また全郵政石神井支部に対しては同47年の結成直後から組合事務室を貸与したが、組合に対しては、同58年の結成以来、再三の要求にもかかわらず、組合事務室を貸与することを一貫して拒否してきた。なお、

全郵政石神井支部は、組合員19名で結成されたのに対して、組合は37名で結成されており結成時においては全郵政石神井支部の約2倍の規模であった。

イ 前記第2の5(1)ア、イ及びウ(13ページ、14ページ)認定のとおり、全郵政石神井支部に対して組合事務室が貸与された昭和47年当時の石神井郵便局の建築延面積は、本館のみで約2,600平方メートルであったが、組合が結成され、本件組合事務室の貸与要求が開始された同58年までの間に新館が増築され、同局の建築延面積は、約2.6倍の6,700平方メートルに拡大している。この間に前記第2の5(2)ア(14ページ)認定のとおり、同局の郵便物取扱数は、3割程度増加しているが、その点を考慮しても、本件組合事務室の貸与要求が開始された頃の局舎事情は、他組合に組合事務室が貸与された時期よりも改善していたと思われる。

ウ さらに、組合が組合事務室の貸与要求を開始してから、前記第2の5(2)イ及びエ(15ページ)認定のとおり、昭和62年の大泉局の分局によって、管理職を除く職員が約300名から約200名に、集配担当区域が79区から49区に減少したこと、平成8年に別館約1,500平方メートルが増築され、建築延面積が約8,200平方メートルとなったことが認められ、これらのことからすると、局舎事情はさらに改善したものと思われる。

また大泉局の分局後も、別館増築前には、年末繁忙期の業務運行を確保するため、新館屋上及び1階に仮設を設置するとともに、局舎周辺に土地を借り上げて本務者及び短期ゆうメイトの通勤用バイク置場とするなどの措置を講じていることからすると、年末繁忙期の業務運行については依然として局舎が狭隘であると見れなくもない。しかし、別館増築後は、年末繁忙期にこれらの措置を講じることがなくな

っており、このことから、この間に局舎事情が改善したことは明らかである。

(2) 組合結成後の組合事務室の貸与要求に対する当局の対応

被申立人は、組合の要求に対して「局舎狭隘」であるとして応じてこなかったが、前記第2の5(2)イ(15ページ)認定のとおり、大泉局の分局当時(昭和62年)本館2階の集配課の辺りに平常期には卓球台が常時置かれていた。また、前記第2の5(2)エ(15ページ)認定のとおり、組合は、平成8年10月8日、同月31日の別館の増築に先立ち、当局が組合事務室を貸与できないとしてきた「局舎狭隘」等の理由が消滅したとして、組合事務室の貸与を要求したが、これに対して、当局は「便宜供与だから、組合で要求することではない」と回答した。局舎狭隘であるとして組合事務室の貸与を拒否されてきた組合が、別館増築を機に、組合事務室が貸与されることを期待して上記要求を行ったことは容易に想像できるところであるが、これに対する当局の対応は、誠実さを欠くものといわざるを得ず、別館増築の際、当局が、組合事務室の貸与を真摯に検討していたのかさえ疑われるところである。

以上のことからすると、当局が組合事務室の貸与要求に応えるために真摯に検討したとは思えない。

(3) 組合事務室が貸与されないことによる組合活動への影響

組合が、組合事務室が貸与されないことによって、組合事務室を貸与されている他組合に比べ会議、連絡、機関紙の作成等の面で不利な状況にあり、組合活動が制約されていたことは容易に想像できる。このことからすると、組合は組合事務室が貸与されないことによって、少なからぬ不利益を受けてきたと見るべきである。

(4) 不当労働行為の成否について

ア 使用者の中立保持義務に対する考え方は、前記1(1)のとおりであ

る。

イ 石神井郵便局においては、上記（１）で判断したように、組合からの組合事務室貸与要求が開始された頃の局舎事情は、他組合に組合事務室が貸与された当時と比べ改善しており、さらに、その後も大泉局の分局、別館の増築によって局舎事情は改善している。そのような中で、組合が長期間にわたって繰り返し事務室貸与を要求していたのに対し、上記（２）で判断したように、この間の当局の対応をみると組合の要求を真摯に検討したことがうかがえない。また上記（３）で判断したように、組合事務室の不貸与によって、組合はその活動上少なからぬ不利益を受けていることが認められる。

ウ 以上のことからすると、石神井郵便局において、他組合に組合事務室を貸与しながら郵産労石神井支部に組合事務室を貸与しないことに合理的な理由があったとはいえず、使用者の中立保持義務に反して組合間で差別的取扱いを行ったものであるから、本件は、労組法第7条第3号に該当する不当労働行為であると判断せざるを得ない。

3 被申立人適格について

本件申立後に、郵政事業の経営形態の見直しがあり、国営企業から公社に移行した。申立人は、公社総裁、同公社東京支社長、小石川郵便局長及び石神井郵便局長を被申立人として申し立てているが、不当労働行為救済命令の名宛人とされる使用者は、法律上独立した権利義務の主体であることを要すると解されることから、当委員会は、本件の被申立人は法人である公社と判断し、主文のとおり命令を発することとする。したがって、同公社東京支社長らは、法人である公社の一組織の長に過ぎない者であるから、これらの者にかかる申立ては、却下を免れない。

4 救済方法について

複数組合併存下における組合事務室貸与の問題については、一方の組合

に対する対応が中立保持義務に反するとして不当労働行為にあたる場合であっても、救済方法については、複数組合すべてについて同等に事務室貸与を命じなければならないわけではない。特に、複数組合間に組合員数、組織率等の点において明白な違いが認められる場合には、組合事務室の貸与にまで至らずとも、中立保持義務を果たすものとして相当の合理性ある措置を命ずることで足りる場合もあると考えられる。

しかしながら、本件については、小石川郵便局及び石神井郵便局のいずれにおいても、郵産労各支部の組合員数と他組合への貸与時の組合員数との間に明白な違いは認められない等の事情を考慮すると、被申立人公社に対して、郵産労各支部に、それぞれ小石川郵便局及び石神井郵便局の施設内に組合事務室を貸与することを命じることが相当である。ただし、組合事務室の広さ、場所等の貸与の具体的条件については、局舎事情とともに、組合結成の時期、組合員数等からみた他組合との均衡を考慮して、労使関係上妥当な範囲のものを当事者間で協議して決めることが相当であると考えるので、主文のとおり命じることとする。

なお、申立人は、謝罪文の掲示も求めているが、当委員会は、主文のとおり命令をもって足りるものと認める。

第5 法律上の根拠

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条の2により読み替えて適用される同規則第34条及び第43条により、主文のとおり命令する。

平成16年11月4日

中央労働委員会

会長 山口 浩一郎